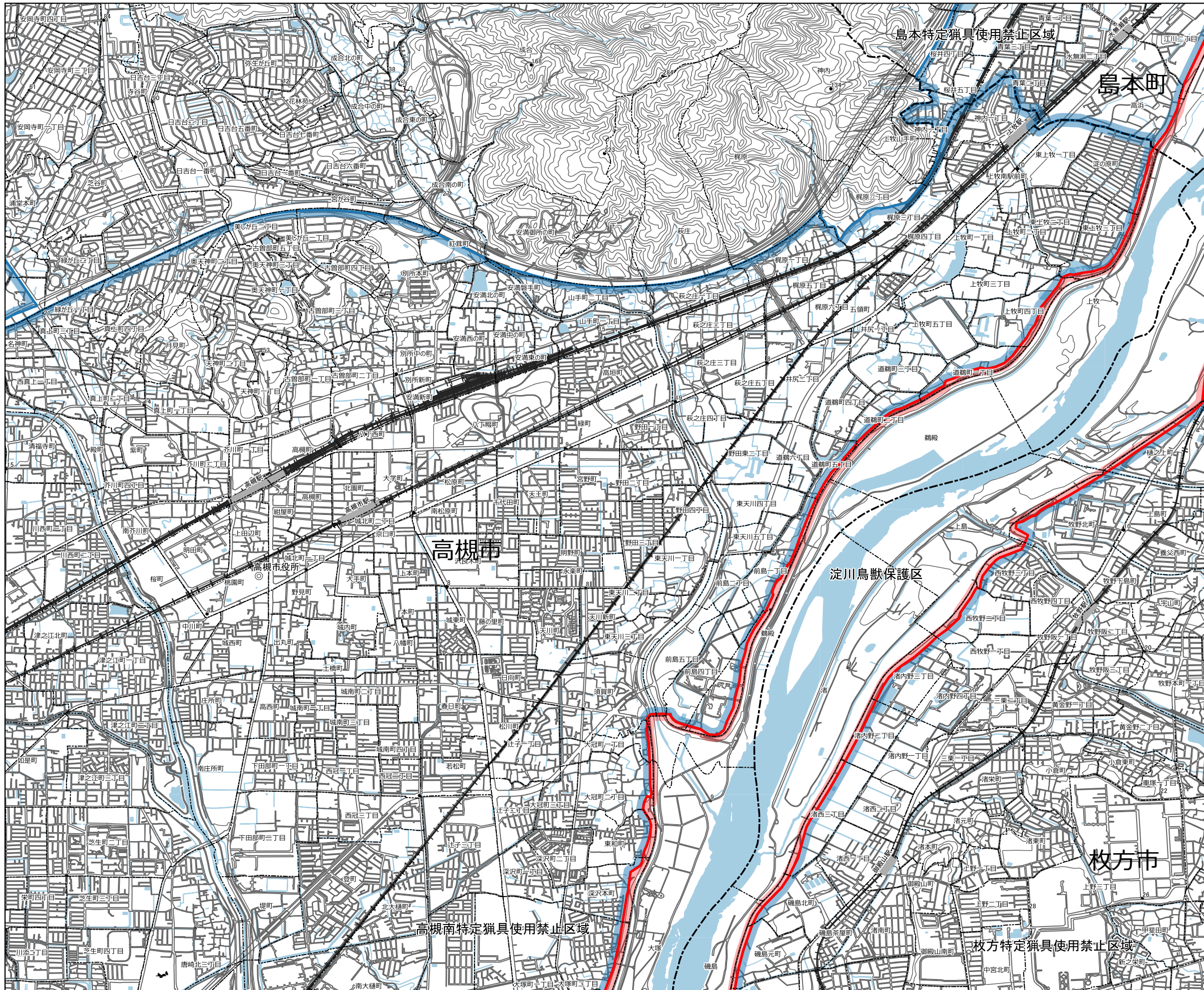


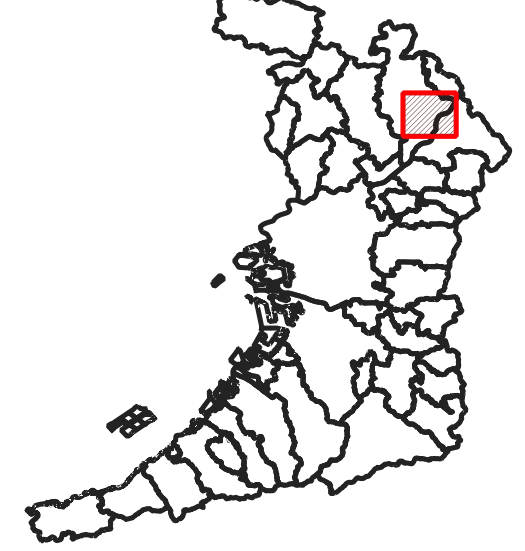
20 高槻南特定猟具使用禁止区域(3)

1:15000

0 250 500 750 1000 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

高槻市と摂津市、茨木市との境界線の接点を起点として、高槻市と茨木市との境界線を北進し、名神高速道路に至り、同道路を北東進し、梶原トンネルに至り、同所より、梶原1丁目と同2丁目の境の市道を南進し、旧西国街道に至り、同街道を北東進し、島本町との境界に至り、同境界に沿って淀川右岸堤防に至り、同所より淀川右岸堤防を南進し、摂津市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。